

なかぐしくどうん
第 1 回 中城御殿跡地整備検討委員会
(令和4年度)

【資料 2】上之御殿エリア設計にあたっての前提条件整理（脇門石牆含む）

1. 整理検討項目（上之御殿エリア・脇門石牆）
2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的 position 付けと根拠資料等について
3. 前提条件の整理（過年度検討済みの事項）
4. 今回検討事項①～⑤
5. 想定される課題

1. 整理検討項目（上之御殿エリア・脇門石牆）

- 上之御殿エリア及び脇門石牆の設計にあたって整理検討する主な方針等は次のとおりである。

No.	検討する方針等	検討のタイミング	頁数
(1)	中城御殿整備の基本的な考え方	過年度に検討済み	p.8
(2)	上之御殿エリア全体の整備方針	R3検討済み	p.9
(3)	遺構保護・活用の基本的考え方 ※今年度の設計で一部ブラッシュアップ	R3検討済み／検討部会①	p.10
(4)	バリアフリーの考え方	R3検討済み	p.12
(5)	中城御殿全体における動線・出入口の位置づけ	R3検討済み	p.13
(6)	名勝指定に向けた考え方	第1回委員会（今回）	p.15
(7)	平場整備の方針（平場中央の石積み遺構、東側石垣整備の考え方）	第1回委員会（今回）	p.17
(8)	平場整備の方針（パーゴラ等休憩施設整備・植栽の考え方）	第1回委員会（今回）	p.20
(9)	上之御殿庭園の整備方針	第1回委員会（今回）	p.21
(10)	上之御殿エリア内での動線・園路	検討部会①	—
(11)	上之御殿庭園の植栽等	検討部会②	—
(12)	敷地境界の整備	検討部会③	—
(13)	付帯施設（照明・サイン・管理施設等）について	検討部会③	—
(14)	脇門石牆の整備方針	第1回委員会（今回）	p.22

1. 整理検討項目（上之御殿エリア・脇門石牆）

- 本日の委員会で議論し、方向性を決定したい項目は次の5項目である。

① 名勝指定に向けた考え方（上之御殿）

- 上之御殿エリアの名勝指定を目指す場合、上之御殿エリアの名勝としての価値や、指定を目指す範囲について。

② 平場中央の石積み遺構、東側石垣の整備の考え方（上之御殿）

- 上之御殿エリアの平場中央から発見された石積み遺構への対応方針について。
- 上之御殿エリア東側（建物エリアと上之御殿エリアの境界）の石垣整備の考え方について。

③ パーゴラ等休憩施設整備・植栽の考え方（上之御殿）

- 平成26年度の業務において位置付けられた、上之御殿エリアの休憩施設整備・植栽の考え方について、①の議論内容も踏まえながら、再確認。

④ 上之御殿庭園の整備方針（上之御殿）

- 上之御殿庭園の整備方針について。

⑤ 脇門石牆の整備方針（脇門石牆）

- 脇門石牆の整備方針について。

2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的 position 付けと根拠資料等について

(1) 上之御殿エリアの歴史的 position 付け

- 上之御殿エリアは、中城御殿の西側にある石牆をはさんだ区域に位置する。建物区域よりも 2 m ほど高く、テラス状に整地された空間には、**拝所が 2 か所、池を有する庭園、「上之御殿（イーヌ・ウドゥン）」と称される建物が 1 棟**存在した。
- 往時の状況については、発掘調査で得られた情報がほとんどで、そのほかは、限られた資料から推察するしかないが、以下のとおり、整理できる。
 - 上之御殿エリアについては「**中城御殿御普請板図**」にも記載がないため、中城御殿移転時の状況は不明である。「板図」には「脇門」の文字が見られること等から、脇門石牆は往時から存在していたと想定される。
 - 地表面に**露出している遺構**については、上之御殿入口の壁面となる石垣や庭園の一部、大岩の拝所跡などをみることができる。また、建物区域（御内原）と上之御殿をつなぐ入口となる門や階段跡などが、**発掘調査**で確認されている。
 - 上之御殿（建物）については、明確な資料は現在のところ確認されていないが、1920（大正 9）年頃に尚泰子息の尚時夫婦が移り住んだという**聞き取り情報**があるため、王族の生活が営める施設が存在していたことがわかる。また、昭和初期には無人となり、戦時中は宝物庫として使用されるなど、利用形態に変遷があったと想定される。
 - 上之御殿（建物）横の庭園は、中城御殿の建物区域にある他の庭園と同様、芝山を主体とした庭が構成されていたと考えられる。**発掘調査**により、2 つの**ため池**を確認している。また池周辺には、樹木が植栽されていた痕跡や、池付近の岩盤に鉢植え植物を配置していたことが、調査結果により想定されている。ため池の南側の標高 1 m あがった地点に庭園基盤部があり、意図的に高低差がつくられていたと考えられている。**真栄平房敬氏**によると、庭園の上部の高台に「石台」と呼ぶ物見台があったとされ、庭園基盤部が石台で、首里城を眺める場所だったとも想定される。
 - **大岩を囲む榕樹の拝所**は、唯一古写真が残っている箇所である。**井伊文子氏**の記述を含め、この拝所が上之御殿エリアのなかでも重要な場所であったと考えられる。
 - 発掘調査によって、**エリア西側に東西に区画する石積み遺構**が確認されている。聞き取りによると、戦前にはエリア西側に御射場と称される弓場が存在したとされる。

2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的位置付けと根拠資料等について

(2) 上之御殿エリアの根拠資料①

- 上之御殿エリアの設計にあたり、根拠資料は次のとおりである。

資料名	概要
古文書	『中城御殿御敷替御普請日記』（1867～1875年） 那覇市歴史博物館所蔵の尚家史料にある中城御殿の移転工事に関する経緯を記した記録である。 史料は都合3点あり、新しい中城御殿に関する事業の経緯を知ることができる。特に、敷地の風水見分をはじめ、復元・整備を進めるうえで材料調達の経緯など、建築設計上の情報や、往時の施設名・建物名が含まれている。 なお、「中城御殿御普請板図」（1874年）には、上之御殿エリアは描かれていない。
古写真	上之御殿に関する古写真は、 立岩（拝所） の写真が数点ある。
航空写真	沖縄戦の前後にアメリカ軍が撮影した航空写真 。上之御殿エリアは、うっそうとした樹木に覆われ1棟の建物があったことがわかる。
聞き取り、回想録	中城御殿を知る人々による回想録 。 中城御殿の建物や御書院庭園等については情報は多いが、上之御殿エリアについては、ほとんど記録がない。（次頁参照）。戦前の環境や使われ方については、真栄平房敬氏の聞き取り情報がある。
発掘調査	発掘調査では、地表面に露出している遺構については、上之御殿入口の壁面となる石垣や庭園の一部、大岩の拝所跡など当時の雰囲気を感じる遺構をみることができる。また、建物区域（御内原）と上之御殿をつなぐ入口となる門や階段跡などが、発掘調査で確認されている。



立岩（拝所） / （一財）沖縄美ら島財団所蔵



出典：アメリカ国立公文書館所蔵（沖縄県公文書館複製所蔵、1945年（昭和20）4月2日撮影）

2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的な位置付けと根拠資料等について

(2) 上之御殿エリアの根拠資料②

- 上之御殿エリアにおける、根拠資料はほとんどないが、聞き取り情報や回想録、古写真の一部などが残っている。

【1919～1920（大正8～9）年頃：尚静子氏と比嘉豊子氏（聞き取り情報）】

尚泰子息である尚時氏の夫人（尚静子氏）と娘（比嘉豊子氏）への聞き取り記録。豊子氏の談話より1919～1920（大正8～9）年頃に、上之御殿に移り住んだことがわかる。

〔比嘉豊子氏談〕父の尚時はほとんど東京で育ったので、結婚のために沖縄へ帰ってきて母（尚静子 池城殿内の女）を娶った。従って尚家の家風を知るためにとの要請があって御寝廟御殿に母が奉仕することになった。それは結婚当初の大正8、9年頃のことで中城御殿の敷地内の西側にあるイーヌ・ウドゥン（上の御殿）に寄寓して毎日御寝廟御殿の清掃に奉仕した。それこそ文字通りの限定された世界での行動で余程のことがない限り私事を挟むことはできない。同時に御内原でもよそに出入りして覗くということは許されない。兄が生まれてからウドゥン・ウタチとして今の儀保の地に移った。

（福地唯方「首里の信仰祭祀－中城御殿」『那覇市史 資料編 第2巻中の7（那覇の民俗）』1979年/那覇市）

【1933（昭和8）年頃：井伊文子氏（回想録）】

尚泰孫である井伊文子氏の回想録。1933（昭和8）年頃に中城御殿を訪問しているが、上之御殿の建物には誰も住んでいない。岩状の拝所の印象が回想されている。

〔新御殿の塀の外側にある〕井戸のある場所のその近くが高みになっていて上の御殿といい、当時誰も住んでいなかった。此处に更に小高い岩の部分が榕樹の巨木の根につつまれ、傍らに石段を設け上に登れるようになっていた。尚家の拝所で上の平な場所に祠などはない。高い台、大きな木根を鬚のように垂らす樹、自然を敬う心の求めて設けられた拝所であり、信仰と生活は一つであった。昼なお暗く、私共にとっては涼しい、良い涼みの場所であった。

（井伊文子『仏葬花燃ゆ』1972年）

2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的位置付けと根拠資料等について

(2) 上之御殿エリアの根拠資料③

【1933（昭和15～17）年頃：真栄平房敬氏（聞き取り）】

真栄平房敬氏は戦前の中城御殿に詳しいインフォーマントである（故人）。

『旧中城御殿関係資料集』には、真栄平氏の聞き取りをもとに作成した概略図がある（右図）。図には、上之御殿、拝所、庭園、石台、御嶽、弓場の記述が見える。

平成18年度の聞き取り調査では、上之御殿エリアについて、次のような情報を寄せている。

■ 上之御殿

御花園御殿（おかえんウドゥン）が正式の名だが、皆、上之御殿（イイヌウドゥン）と呼んでいた。御殿内は建物が多いため、遊興の場として庭園を造り利用していた。戦時中は宝物を建物に入れていたが、内部は8畳2間に3尺の廊下を周囲に渡し、裏1間ほどの部屋があった。横書きの扁額（「鳥鳴（舞）魚躍」）が飾られていた。建物裏手は、2段ほど下がって弓場があった。

■ 物見台（図中の「石台」）

1坪ほどの広さの石囲いがあり、物見台として使っていた。もう一箇所近くにあった記憶があるが、拝所の石積みと混同しているのか覚えていない。

■ 御嶽下の横穴

戦前は南側より石垣が続いており自然岩を覆っていた。岩陰に幅3尺程度のS字型にくねった横穴があり塚としても使用された。岩の手前には南側井戸からの排水があった。突き当たりには深さ1mほどの四角いマスがあり、戦時中は、王冠、『おもしろさうし』などの宝物を隠した。隠した宝物はその後行方不明となったので、米軍に持ち去られたと考えられる。

■ 岩の拝所（榕樹）

立岩の下半分は石積みがめぐっていた。向かって左側に石階段があり、上には畳一枚弱の広場があり、東に向かって香炉が置いてあった。

■ 西側脇門

現在の脇門は1/3の高さくらいで埋土されている。外側は低く、脇門から内部の建物に向かって登り坂になっていた。隣の門番小屋は1間×2間くらいの広さで宿直で泊まることできた。

『旧中城御殿関係資料集（内部資料）』（1992年3月 沖縄県立博物館）／「平成18年度首里城調査測量業務委託報告書」（2007年3月 沖縄県南部土木事務所）

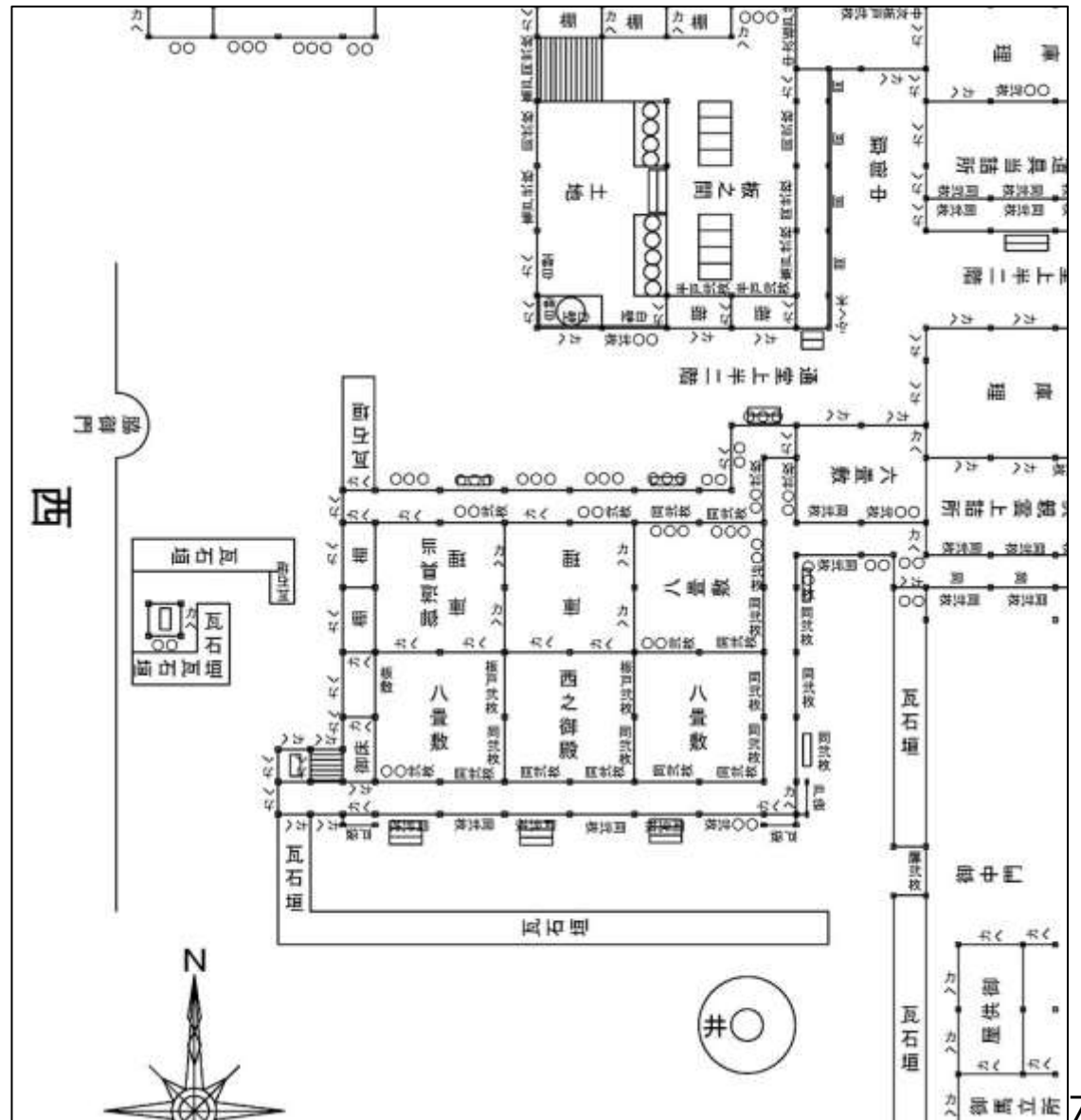


中城御殿概略図（上之御殿エリアのみ抜粋）

2. 上之御殿エリア及び脇門石牆の歴史的位置付けと根拠資料等について

(3) 脇門石牆の歴史的位置付け・根拠資料等

- 脇門石牆については、「中城御殿御普請板図」(1874年)には、「脇御門」が描かれていることから、中城御殿の整備段階には存在していたと想定される。
- 脇門については、敷地内側と外側から撮影したものの、脇門石牆を撮影した写真がある。



「中城御殿御普請板図」(1874年) 翻刻図(西側部分抜粋)
※板図の原図(古写真)は、(一財)沖縄美ら島財団所蔵

3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

（1）中城御殿整備の基本的な考え方：平成22年検討

■中城御殿整備の基本的な考え方

文化財指定化への目標設定

- 中城御殿は国指定史跡、松崎馬場（龍潭一帯）は国指定名勝を目標とし、その評価に値する整備を今後検討する。

時代設定（復元整備）

- 中城御殿については、1874（明治7）年に現在の敷地にて竣工し、沖縄戦まで存在していたことが明らかであり、整備の時代設定については、1874（明治7）年～1945（昭和20）年とする。

3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

（2）上之御殿エリア全体の整備方針：令和3年度検討

■上之御殿エリア

- 上之御殿と呼ばれる建物があつた場所で、庭園や石積み、立岩などの遺構が残る。戦前の航空写真では緑地で覆われている。

【エリア別整備方針】

- 上之御殿エリアは、歴史的風致豊かな空間として整備する（上之御殿の建物としての整備は行わない）。また、当場所からの首里城の眺望を維持するよう努める。
- 遺構の保護を前提とし、庭園及び立岩（拝所）などの活用可能な遺構については、見学者の理解促進のため適切な整備・活用を行う。
- 利用者の利便性や避難動線の確保のため、敷地西側または北側に出入口を検討する。

出典：「平成23年度中城御殿跡地整備検討業務」の整備方針の文章をベースに、下線部分を見直し・追加

【新たな知見を受けた整備の再検討について】

2015（平成27）年度～2019（令和元）年度の発掘調査において新たに石積みが検出された。今後の発掘調査の最終報告書のとりまとめや、地形測量の結果を踏まえて、設計段階で再検討するものとする。



上之御殿庭園パス（北側から）／出典：「H26中城御殿跡地整備検討業務報告書」



新たに検出された石積み（西から）／出典：「中城御殿発掘調査報告書（8）」

3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

中城御殿跡地整備基本計画 概要版
（令和3年度改定版）から抜粋

（3）遺構保護・活用の基本的考え方①：令和3年度検討

■遺構保護・活用の基本的考え方

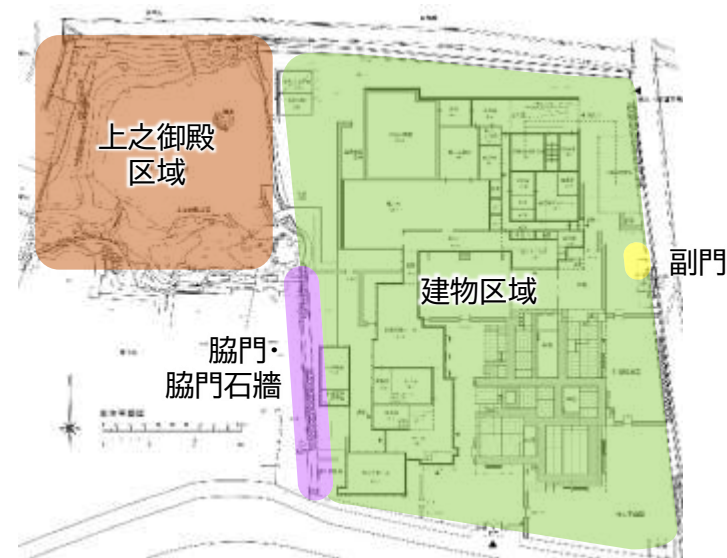
本施設は、「歴史・文化的価値を尊重し、文化財指定も見据えた整備を行う」ことを基本方針としていることから、敷地内の遺構は盛土などによる保護を前提とする。

また、良好に残存している遺構については、見学者の理解促進のため、適切な活用・整備を行うものとする。

■区域等別の遺構保護・活用の考え方

エリア等	遺構保護・活用の考え方
建物区域	基本的に盛土によって保護する。良好に残存している箇所は、展示が可能かを検討する。ただし、旧県立博物館時代に地下階だった空間は利用する。
上之御殿区域	基本的に埋土などによって保護する。庭園や立岩などは、遺構を利用して整備を行う。
脇門・脇門石牆	往時から残っている石垣については修復して活用する。
副門	残存する袖石垣の一部を利用して、整備を行う。

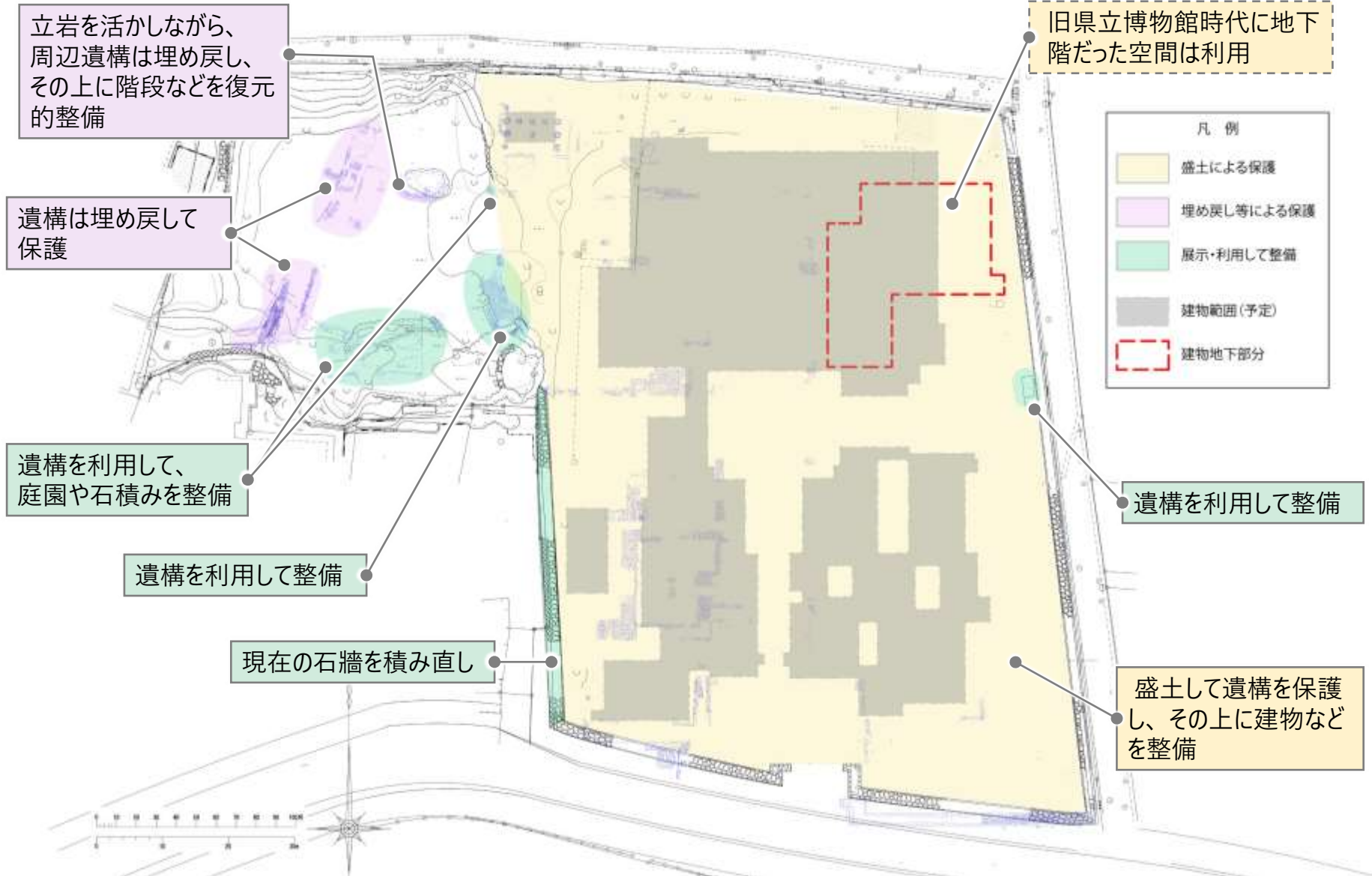
区域等の位置図



3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

中城御殿跡地整備基本計画 概要版
(令和3年度改定版) から抜粋

(3) 遺構保護・活用の基本的考え方②：令和3年度検討



3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

（4）バリアフリーの考え方：令和3年度検討

■バリアフリーの基本的な考え方

上之御殿エリアへアクセスする園路については、次の理由からバリアフリー法令で定める基準に則した傾斜路等の整備が難しい。代替となる人的な利用支援や情報提供の充実などのソフト的な対応を基本とし、バリアフリーが必要な利用者の体験機会（眺望など）を確保する。

理由①：上之御殿は高さ約3.4mの石積みによって区画されており、傾斜路を設置する場合、規模が大きく、周辺の歴史・文化的な景観を損なうことが懸念される。

理由②：傾斜路の設置箇所は、井戸と炭御蔵（防災設備等）に挟まれた狭隘な立地条件のため、傾斜路の設置に必要な面積の確保が難しい。

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】」（国土交通省、2012年3月）

公園施設のうち、

① 当該公園施設を設置する都市公園内に保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在し、土地の形質の変更等を制限する法令・条例の規定の適用があるもの

② 都市公園内の山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地等に設けるもの

③ 都市公園内の自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所等に設けるもの

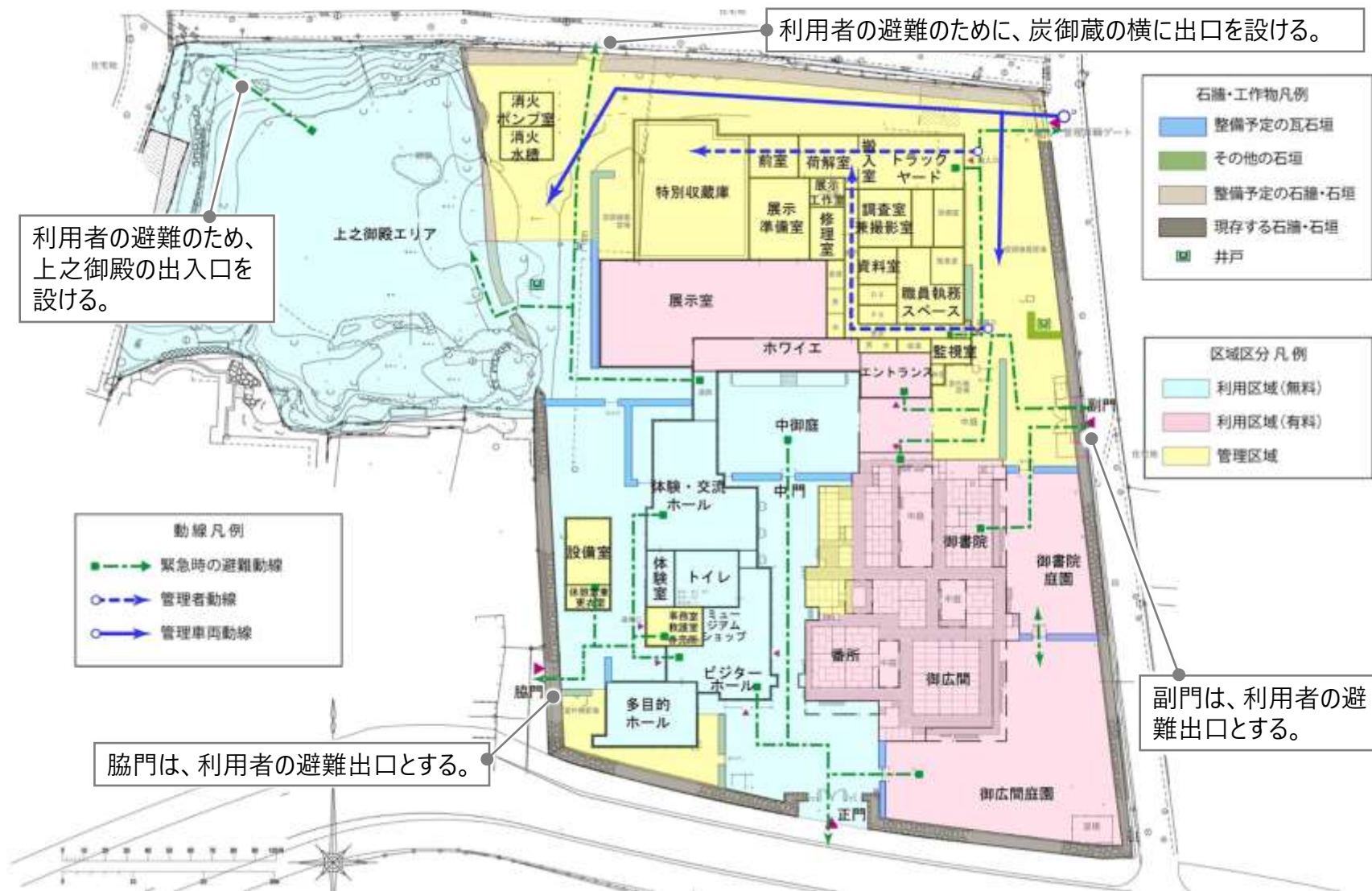
については、都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして、特定公園施設の対象から除かれる。

3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

中城御殿跡地整備基本計画 概要版
(令和3年度改定版) から抜粋

(5) 中城御殿全体における動線・出入口の位置づけ①：令和3年度検討

■避難動線・管理動線図

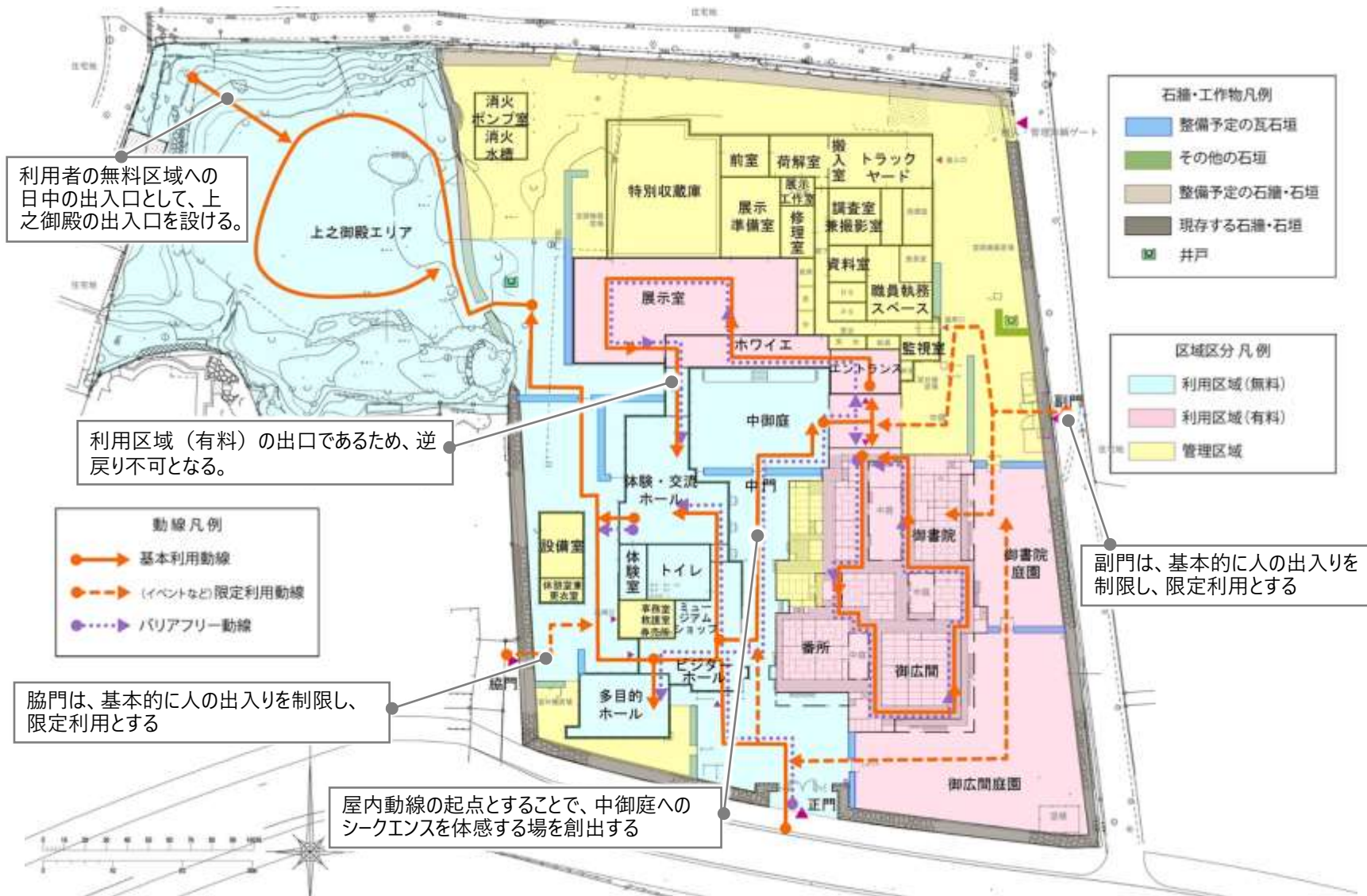


3.前提条件の整理（過年度検討済みの事項）

中城御殿跡地整備基本計画 概要版
（令和3年度改定版）から抜粋

（5）中城御殿全体における動線・出入口の位置づけ②：令和3年度検討

■利用動線(基本利用・限定利用・バリアフリー)図



4.今回検討事項①【名勝指定に向けた考え方】

(1) 上之御殿の名勝指定について

- 中城御殿の史跡指定に先立ち、先行して整備される上之御殿の名勝指定を目指すことも考えられる。
- 名勝指定の基準は下記のとおりである。

■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(パンフレット「記念物の保護のしくみ」文化庁文化財第二課、2022.03より) / 太字・下線は引用者による。

名勝

下に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

① 公園、庭園

② 橋梁、築堤

③ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

④ 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

⑤ 岩石、洞穴

⑥ 峡谷、瀑布、溪流、深淵

⑦ 湖沼、湿原、浮島、湧泉

⑧ 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

⑨ 火山、温泉

⑩ 山岳、丘陵、高原、平原、河川

⑪ 展望地点

4.今回検討事項①【名勝指定に向けた考え方】

(2) 名勝指定を目指す範囲

- 上之御殿の名勝指定を目指す場合、上之御殿の価値及び名勝指定を目指す範囲の考え方を整理する。

【名勝としての価値】

① 上之御殿庭園

- 伊江殿内庭園と類例の琉球庭園だった。
- 上之御殿（建物）から見る観賞式の庭園だったと考えられる。庭園の上段には物見台があったとされる。

② 龍潭ごしに見る首里城の眺望

- 物見台があり、往時もここから首里城を眺望したとされる（展望地点）。

③ 海への眺望

- 立岩周辺からは遠くに海を眺望することができる（展望地点）。

【指定を目指す範囲（案）】

名勝指定を目指す範囲（案）

- 庭園および眺望点を含めるため、庭園から南北の眺望点を含めた範囲を想定する。
- 平場中央の整備は名勝指定に耐え得るものとする必要がある。

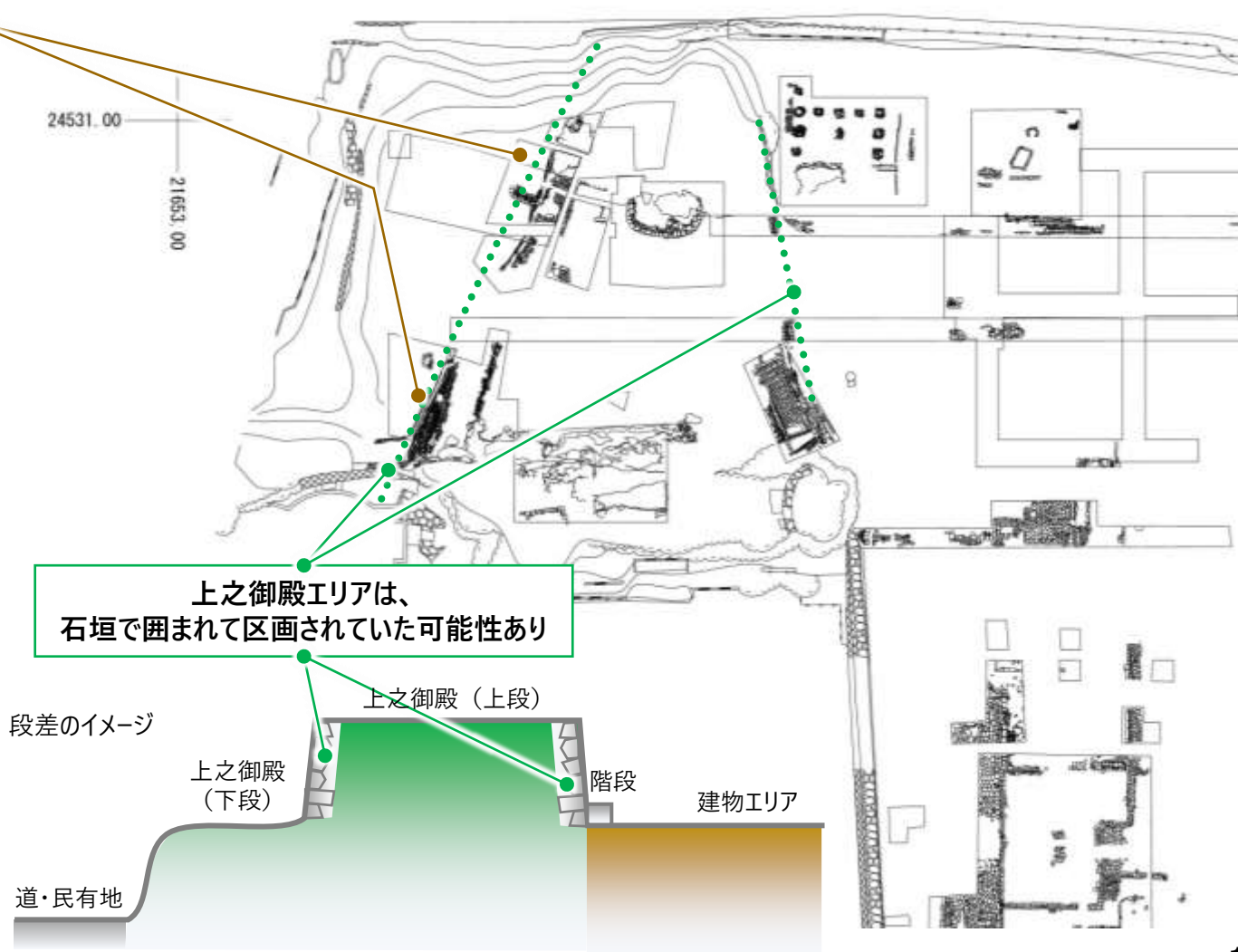


4.今回検討事項② 【平場中央の石積み遺構、東側石垣の整備の考え方】

(1) 平場中央の石積み遺構、東側石垣について

平場中央部の石積み遺構

- 石積み遺構が検出され、広場に段差があったことが判明した。また、階段と思われる遺構も検出されている。
- 段差があったことを踏まえて、広場計画をどう修正するかが課題。



4.今回検討事項② 【平場中央の石積み遺構、東側石垣の整備の考え方】

(2) 平場の整備方針検討にあたっての留意点

①遺構は安定しておらず、露出展示は難しい

- 検出された石積み遺構は、使用されている石が小さく、状態が安定していない。
- 遺構の露出公開は、遺構の保存及び利用者の安全確保の面から難しい。



②遺構の表現に関わらず、敷地東側・西側には擁壁整備が必要である

- 上之御殿エリアは高台となっており、東側は擁壁の役割を果たす石垣があった。西側についても、石積み遺構が擁壁の役割を果たしていた可能性もある。
- 上之御殿エリアの整備にあたっては、土留めのため、エリアの四方に擁壁を設ける必要がある。

③北側または西側に設ける出入口整備との兼ね合い

- P.13～14で示したとおり、令和3年度における中城御殿全体の動線計画のなかで、上之御殿エリアの北側または西側に出入口を設けることが位置付けられている。
- 周辺道路との高低差が激しいため階段等による整備が想定されるが、エリア西側を一段下げることにより、園路が取り付けやすくなる。

4.今回検討事項② 【平場中央部の石積み遺構への対応】

(3) 平場中央の石積み遺構への対応、東側石垣の整備の方針

石積み遺構への対応方針（案）

- 平場中央部の石積み遺構は、埋め戻した状態で保存する。
- エリアの西側に、土留めのため擁壁を設ける。
 - 擁壁整備にあたっては、遺構の保護を前提とする。
 - 擁壁は石張りし、石積み遺構をイメージできる意匠とする。
- 北側または西側出入口からつながる園路（階段と想定）の整備にあたっては、遺構の保護を前提とする。

東側石垣の整備方針（案）

- 現存する石垣に連続する形で、擁壁を整備する。
 - 擁壁整備にあたっては、遺構の保護を前提とする。
 - 擁壁は石張りし、現存石垣との連続性を担保する。
- 出入口として、石階段の遺構を使用する。

※東側出入口は石階段（間口176cm）の一か所となるため、利用者が集中しないよう、ソフト面での対応が必要。

整備イメージ



※上記はイメージであり、実際の設計により変更する可能性あり

4.今回検討事項③【パーゴラ等休憩施設整備・植栽の考え方】

休憩施設・植栽整備の考え方

- 平成26年度「中城御殿跡地整備検討業務報告書」では、休憩施設や植栽について次のとおり位置付けられている。
- 今回の実施設計においても同様の考え方でよいか、ご意見いただきたい。

「導入施設と景観形成方針」のうち「イ.ベンチおよびパーゴラ」

上之御殿（建物）があったと考えられる場所は、庭園を正面に眺める視点場となる。またここからは、庭園越しに首里城も美しく眺められる。したがってこのあたりに休憩施設としてベンチおよび日よけのパーゴラを整備する。なお航空写真から推定される御殿の南側は庭園と近すぎ、向きにも不合理な点があるため、本施設は御殿推定位置の中でも北に寄せ、便益施設として鑑賞しやすい配置とする。

眺望や庭園が主役となる広場においてできるだけ存在を主張せず、かつ歴史的風致に調和する形態意匠に配慮する。

「導入施設と景観形成方針」のうち「ハ.植栽」

現況で残されている、リュウキュウマツ、アカギ等の大木は保存し活用する。また古写真にはガジュマル等の大木が見えるが足元は開けた空間となっていることから、航空写真で緑に覆われているのは樹冠の広がった大木が複数あったと想定されるため、広場には主木として大きくなる樹木を配置し、周囲の斜面地にも樹木を捕植して、木陰の豊かな空間づくりを図る。

周囲の斜面地まわりには、四季の花を楽しめる低木群を配し、敷地外との景観上の見切りとするとともに転落防止を図る。

【ご意見いただきたい視点】

- 名勝指定を目指す範囲にもよるが、上之御殿エリアの平場に、往時にはない休憩施設を設けることの是非について
- 休憩施設を設ける場合、位置や意匠等について（上之御殿の建物があった位置に建物を連想させるものとして整備する／上之御殿の建物とは関係なく庭園・首里城への眺望などがよく見える場所に設ける など）
- 休憩施設を設けない場合、平場の利用方法などについて

4.今回検討事項④【上之御殿庭園の整備方針】

上之御殿庭園の整備方針

- 上之御殿庭園については、平成26年度の検討で整備の考え方を整理している。この内容を踏まえて、今回の実施設計における上之御殿庭園の整備方針を次のとおりとする。

上之御殿庭園の整備方針（案） ※下線はH26からの追加・修正案

- 名勝指定を目指すため、配置や植栽等について根拠情報の調査や専門家の監修を得ながら計画・設計を行う。
 - 部会において庭園の専門家をアドバイザーとして招聘し、アドバイスをいただきながら計画・設計を行う。
 - 「中城御殿御敷替御普請日記」の調査を行い、植栽や配置等の参考とする。
 - 本庭園は石灰岩の岩盤を築山としたところに特徴があり、配置・形態や作庭技法に関しては、特に伊江殿内庭園との共通性が見られることから、伊江殿内庭園などの類似事例を参考にする。
- 庭園整備にあたっては、岩盤による“築山”、その麓に岩盤をくりぬき漆喰を塗った“池”、築山の手前の“平場”、左右の“石階段”などの配置・形態を、当時の作庭手法が込められた貴重な遺構として保護の対象とし、その状態を維持しながら公開する。
- 庭園の利用については、主に庭園景観が最も引き立つエリア中央の平場側からの鑑賞を推奨する。また、左右の石階段から築山頂上部に登れる形態ではあるが、遺構の保護や利用者の安全確保、庭園景観維持の観点から、頂上部の利用は行わないこととする。
- 上之御殿から首里城が眺望できることを尊重し、植栽整備などで視界を遮らないようにする。



伊江殿内庭園

4.今回検討事項⑤ 【脇門石牆の整備方針】

脇門石牆の整備方針

- 脇門石牆の整備方針を次のとおりとする。

脇門石牆の整備方針（案）

- 現存する石牆は往時の姿を残すものであり、それ自体に価値がある。しかし、孕み等がみられ、崩落の危険性が高いことから、**文化財相当**の整備設計を行う。
- 整備設計にあたっての具体的な方針を下記のとおりとする。
 - 現存石牆の解体・復旧を基本とする。
 - 復旧にあたっては、現存する石材を用いることを原則とし、亀裂や風化が激しい箇所については、新材（ただし、現存石牆と同じ石材とする）を用いて整備を行う。
 - 石積みパターンは、現存石牆と同様の積み方で整備することを原則とする。
- 施工段階で石牆の価値を損ねないよう、意図伝達について検討する。



脇門石牆の孕み（東側面）



正門石牆との接続部



脇門と崩落箇所

5. 想定される課題

① 上之御殿庭園などの植栽について

- 上之御殿庭園や、上之御殿エリアに使用されていた植物等については情報がない。
- 昨年度の委員レク等において、「中城御殿御敷替御普請日記」に参考情報があるのではないかという意見があり、これを踏まえて、今年度「中城御殿御敷替御普請日記」の内容確認を実施中である。
- 検討部会②には内容確認の結果を共有できる見込み。

② エリア北側及び西側の課題

- 那覇市の中細街路の都市計画決定変更などを踏まえて、首里城公園の範囲について都市計画の変更が必要である。
- 北側または西側に入出口を設ける必要があるため、県として、関係者と調整を進めていく。

③ 眺望の確保

- 中城御殿からの眺望景の確保や周辺地域を含めた歴史的風致が促進するよう、県として、関係者との調整を進めていく。